

平成31年第2回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成31年2月21日（木）第2回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 中村陽子
	主査 大塚昌己	主事 高橋知生
経済部農政課	主査 橋本浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中村陽子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書3ページ1番の件について、取り下げ願いが提出されたため削除を依頼した。また、議案書4ページ4番の件について、1筆の削除とそれに伴う4番の計の筆数及び地籍の訂正、議案書5ページ小計欄の筆数及び地籍の訂正を依頼した。さらに、8ページ14番の所有権移転時期及び16ページ7番の地籍に誤りがあったため訂正を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時7分、第2回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。
2番 豊田道有 委員、17番 毛塚欣伸 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買4件、賃借権設定1件、計5件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、貝島町の件は、調査書のとおり何の問題もありません。私も算推進委員も現地を見て来ました。ご承認よろしく申し上げます。

◎福田裕委員 2番、3番、下奈良部町の件ですが、2番は譲渡人から譲受人へ、3番は譲渡人から同じ譲受人への売買です。現状見て参りましたが問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 4番、茂呂の売買の件は、譲渡人から譲受人の売買です。譲渡人は現在施設に入っており耕作は無理な状況です。譲受人については、現在茂呂地区で基盤整備の話が進んでいるということで、農地を譲り受けると使い勝手がよくなるということで売買になりました。ご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、藤江町の件は、藤江町の譲渡人から藤江町の譲受人への売買です。譲受人は兼業農家ですが譲渡人の田んぼが譲受人の田んぼとくっついています。前々から譲渡人から買って欲しいと言われていて作っていた所です。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から5番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、塩山町におけるイチゴ選果場及び農機具・資材置場への転用については、北と南を水路、東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されます

が、農業振興地域計画の用途区分変更を行い、農業用施設として使用されるものであります。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（豊田道有委員）さる2月19日に、駒場事務局長、中村係長、高橋主事、毛塚委員と私で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、塩山町の件は、地方道鹿沼足尾線山越交差点から東に約100mの所です。東側にイチゴ選果場、資材置き場等置いていましたが、道路拡張により既存の施設がかかるための移転です。移転場所は反対側のその場所から100mほどの所で、別に問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番、塩山町の件は、ただ今の事務局および現地調査の説明のとおり何ら問題ないので、ご承認よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。2番、上久我における太陽光発電設備への転用については、周囲を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、上久我における太陽光発電設備への転用については、北と南を畑、東を道路、西を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、上石川における園芸用土採取及び搬出入路への一時転用については、北と南を道路、東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番、南上野町における太陽光発電設備への転用については、北と東と西を道路、南を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（豊田道有委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。2番、3番、上久我の太陽光発電に転用する件です。場所は、県道石裂上日向線小佐部沢バス停から南に1.4kmの所です。周囲は山に囲まれ、荒廃農地の状態で別に問題ないと見て来ました。4番、上石川の園芸用土採取及び搬出入路で一時転用する件は、北犬飼中から西に約800mの所です。近くに住宅が1件ありますが、5m離して業者がやるということです、問題ないと見て参りました。5番、南上野町の件は、鹿沼カントリーから北西に約400mの所です。西側は高速道路で、現状は田ができるところではなく、別に問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎石川喜治委員 2番、3番、上久我の売買の件は、宇都宮市古賀志町の譲渡人から群馬県伊勢崎市の譲受人への太陽光発電設備のための転用です。事務局および現地調査員の説明のとおり、現地は山間にあり耕作放棄地となっていて、問題ございませんのでよろしくお願ひします。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、上石川の譲渡人5名から、西茂呂2丁目の譲受人への賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、南上野町の件は、下都賀郡壬生町の譲渡人から、宇都宮市滝谷町の譲受人への地上権設定による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありますのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 2番、3番の上久我の件は、先月現地を益子委員と見ましたが、耕作放棄地で、整然となればよいとは思いますが、日照の件は疑問で1日のうちほとんど日が当たらないのではないかと思う所もありまして、実際の太陽光発電が実施できるのかと。

◎事務局（高橋主事） ただ今の委員の発言通り、日当たりは悪い所で、実際、現地調査に行った10時半頃も日があたっていない状況もありましたが、申請書に添付されている20年のシミュレーションではプラスになっています。

◎益子裕幸委員 塩入委員の言う通り、1月は取り下げになって、隣接者の承諾がなかったからかと思うが、本当に日照がなくて大丈夫なのかは疑問に思いました。

◎塩入佳子委員 損得は買った人の問題だとは思いますが、ペイできないということで途中で当初

目的と違う使われ方をした場合、許可した農業委員会としての責任が生じないのですか。

◎事務局（駒場事務局長） 塩入委員が心配されているとおり、過去の許可事例の中でも、中には当初目的とは違う使われ方をしている所も何か所かあるようですか、現場は、久我から上南摩のダムまで抜ける道の途中で、条件悪地で、道路との間に水路もあり、パネルを運ぶのも手で運ばなければならないような所ですので、太陽光以外で使われる可能性は極めて低いのではないかと思います。

◎青柳秀男委員 この業者は不動産業をやっているのですから農地の売買ができるのですか。

◎事務局（高橋主事） この件は転用なので、業種は関係なく売買できますが、今回の件は太陽光発電なので、会社の定款の事業内容に太陽光発電関連のものがないとできないこととなります。

◎石川喜治委員 補足で説明しますが、譲渡人が宇都宮市古賀志町の方ですが、この土地は長男が父親から受け継いだもので、その長男が亡くなって長男の奥さんが受け継いだものです。

◎鈴木克男委員 地上権設定と賃借権設定の違いについて事務局から説明をお願いします。

◎事務局（高橋主事） 借地権の中で、賃借権は債権で地上権は物権になるので、地上権のほうが権利としては強くなります。今回なぜ地上権なのかを代理人に確認した所、「法務局での登録免許税がこちらのほうが安いから」との回答でした。

◎豊田道有委員 賃借権は売買できないが、地上権は売買できるものです。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、2番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査） 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成31年2月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規、更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書5ページをご覧ください。新規の利用権設定が、8件、16筆、28,224㎡となっております。続きまして、6ページをご覧ください。更新の利用権設定が、2件、3筆、5,209㎡となっております。続きまして、7ページをご覧ください。中間管理事業による賃借権設定が3件、8筆、18,524㎡となっております。続きまして、8ページをご覧ください。所有権移転が1件、2筆、5,878㎡となつ

ております。これら合計 14 件、29 筆、面積 57,835 m²となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、12 番の案件が廣田和世委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、12 番の承認について諮り、決定した。議長は、廣田和世委員の入室を促し、12 番を除くその他の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、12 番を除く 1 番から 14 番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(大塚主査)議案第 5 号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第 4 号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法 19 条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書 9 ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第 5 号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第 5 号については妥当と決定した。

◎議長は、議案第 6 号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(橋本主査)農政課農政係の橋本です。よろしく申し上げます。それでは、議案第 6 号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振除外)について、ご説明させていただきます。議案書 10 ページをご覧ください。議案書に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は、平成 31 年 1 月 31 日までに受理した 3 件であります。筆数は 5 筆で、面積は 3,354 m²です。地目別の内訳で申しますと、田が 3 筆で 1,358 m²、畑が 2 筆で 1,996 m²となっております。目的別内訳では、一般住宅敷地が、1 件で 499 m²、緑地兼駐車場敷地が、1 件で 1,497 m²、放課後デイサービス施設敷地が、1 件で 1,358 m²です。こちらにおきましては、農政課では全ての案件につい

て現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では3月20日に現地調査を行う予定です。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。

番号1番、上殿町、放課後デイサービス敷地です。場所は上殿町町地内、鹿沼市消防本部から南に約250mに位置しています。利用予定者は、もともと建築設計・施工会社であります。この度、障がい者向けの放課後デイサービス施設を開設したいとのことから、当該申出地を選定しました。面積は3筆で1,358㎡、北側を宅地、東・南側を田、西側を田・宅地に接しています。続いて番号2番、上石川、一般住宅敷地です。場所は南上野町地内、ファミリーマート南上野町店から北東に約250mに位置しています。利用予定者は本人で、現在居住している住宅は、千葉に住んでいる叔父が所有しており、叔父が千葉から帰ってくるため住宅を明け渡さなければならないため、今回の申出に至りました。面積は1筆で499㎡、北・東・南側を畑、西側を宅地に接しています。続いて番号3番、下石川、緑地兼駐車場敷地です。場所は下石川地内、鹿沼総合体育館から北東に約300mに位置しています。利用予定者は、工場増設に伴う駐車場の確保と、工場立地法の適用による緑地の確保が必要なため、今回の申出に至りました。面積は1筆で1,497㎡、北側を宅地、東・西・南側を畑に接しています。なお、西側の畑については工場増設予定地となっております。

最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎村上信吉委員 1番、上殿町の件ですが、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

◎江俣伸一委員 2番、上石川の件は、ただ今の農政課の報告のとおり、何ら問題ないのでご承認をお願いします。3番、下石川の件も、ただ今の農政課の報告のとおりです。ご承認をお願いします。

◎議長は議案第6号について意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番の放課後デイサービスというのは、障害者の子供たちのための施設でしょうか。

◎農政課（橋本主査） 今回の施設は障害者の子供たちのための施設です。場所については、以前から市内で探していたようですが、障害者の施設となるとなかなか地権者の同意が得られず、ここなら良いということのようです。また、北側にお医者さんもあり、何かあった時にはすぐに診てもらえるということで今回の申請になったようです。

◎塩入佳子委員 収容予定数は何名くらいですか。

◎農政課（橋本主査） 人数は書いてないですが、駐車場を20台確保する予定なので20名前後かと思います。

◎議長は議案第6号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から3番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時3分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成31年2月21日

議 長

署名委員

署名委員
